

平成 2 0 年 9 月 3 0 日

高松市議会議長 菰 渕 将 鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日付け高市議議第 9 5 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議議第 9 5 号の諮問に係るもの】

平成 1 2 年 1 月以降に開催された「議会改善検討委員会」の出席議員、開催年月日、会議の内容の分かる議事録その他の一切の会議の記録の全部

平成 1 7 年 9 月 2 2 日：請求人からの公開請求を受付

平成 1 7 年 9 月 3 0 日：実施機関が一部公開の決定

平成 1 7 年 1 0 月 3 日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

議会改善検討委員会（平成 14 年 12 月 12 日に各会派幹事長・政務調査（政策審議）会長会を改称）は、法令等に規定されたものではなく、所属議員 3 名以上の会派の担当役員（同志会は副を含む）および正・副議長で構成された事実上の組織であり、「議会運営の改善に関すること」について、各会派間で協議検討することを目的としている。

このため、議会改善検討委員会の協議内容および協議資料は、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断したことから、条例 7 条 4 号に該当し、協議内容および協議資料の部分について非公開決定の処分を行ったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

議会改善検討委員会は、各会派間で議会運営について協議検討する会である。対象行政文書はその会議に関する協議内容および資料であり、実施機関は当該文書を全部非公開との決定を行った。

議会改善検討委員会の協議内容および協議資料について、当該部分は議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、公にすることにより、会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例７条４号に該当し、非公開とした実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成１７年１０月１１日	諮問書受付
平成１８年 ９月 ５日	実施機関からの非公開理由書受付
平成２０年 ８月１９日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年 ９月１９日	答申案審査
平成２０年 ９月３０日	答申